



# 長野県報

9月9日(木)  
平成22年  
(2010年)  
第2198号

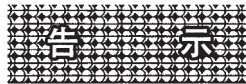
## 目次

### 告示

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定(健康長寿課).....	1
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地の変更の届出(健康長寿課).....	2
障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退(健康長寿課).....	2
介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び指定介護予防サービス事業者の指定(健康長寿課介護支援室).....	2
保安林予定森林にする旨の通知(森林づくり推進課).....	3
公共測量の実施(2件)(建設政策課).....	4
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)(砂防課).....	4
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	5
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域の指定(砂防課).....	6
土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課).....	6

### 公告

特定非営利活動法人の設立の認証申請(生活文化課NPO活動推進室).....	7
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧(6件)(産業政策課).....	7
県営土地改良事業計画の縦覧(農地整備課).....	10
開発行為に関する工事の完了(6件)(建築指導課).....	11
一般競争入札(2件)(道路管理課).....	12
一般競争入札(2件)(河川課).....	13
一般競争入札(2件)(高校教育課).....	15



### 長野県告示第563号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。  
平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

#### 精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 鹿教湯病院	上田市鹿教湯温泉1308	平成22年9月1日
長野県厚生農業協同組合連合会 鹿教湯三才山リハビリテーションセンター 三才山病院	上田市鹿教湯温泉1777	平成22年9月1日
寺島薬局東部かのう店	東御市和3178	平成22年9月1日
クスリのアオキ若宮薬局	長野市大字西尾張部字若宮北194-1	平成22年9月1日
飯田市訪問看護ステーション	飯田市八幡町438	平成22年9月1日

健康長寿課

## 長野県告示第564号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の 名称及び所在地	変更後の医療機関の 名称及び所在地	変更した年月日
たまご薬局 松本市松原42-13 アップルランド 寿店内	たまご薬局 松本市松原42-13 アップルランド デリシア 寿店内	平成22年6月10日
アサヒ薬局 飯田市上郷別府3344-1	アサヒ薬局 飯田市上郷別府3345-7	平成22年7月18日

健康長寿課

## 長野県告示第565号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

医療機関の名称	所在地	辞退予告期間終了年月日
有限会社 昭和薬局	飯田市南信濃和田1350	平成22年9月1日
株式会社 メグミ薬局	佐久市中込二丁目15-2	平成22年8月20日
訪問看護ステーション あやめの里	飯田市殿城239-1	平成22年4月30日

健康長寿課

## 長野県告示第566号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定による指定居宅サービス事業者の指定、同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定及び同法第53条第1項本文の規定による指定介護予防サービス事業者の指定を次のとおり事業所ごとに行いました。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部 守一

## 1 指定居宅サービス事業者

## (1) 訪問介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社たんぼぼ	ヘルパーステーションたんぼぼ	佐久市八幡33番地	平成22年9月1日
諏訪交通株式会社	諏訪交通福祉事業部	諏訪市大字四賀字百畝通り103番地6	平成22年9月1日
株式会社Heart Life Care	介護24伊那	伊那市前原7381番地4 アルプス若宮A	平成22年9月1日
株式会社飯山の郷	いいやまの郷ヘルパーステーション	飯山市大字飯山2131番地1 奈良沢 ハイツ1号室	平成22年9月1日
有限会社佐久平訪問入浴	ヘルパーステーションマイハート	佐久市岩村田1290番地7 ラークビル	平成22年9月1日

## (2) 通所介護

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社さらぼコーポレーション	茶話本舗デイサービス吉田	上田市吉田162番4	平成22年9月1日

株式会社ウェルケア	宅幼老所たんぼぼみず	伊那市美篤9201番3	平成22年9月1日
特定非営利活動法人ちゃ・茶	デイサービスアトリエ・もめん	安曇野市穂高柏原2294番地5	平成22年9月1日
(3) 福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフエコサポート	ライフエコサポート	松本市大字洞659番地	平成22年9月1日
(4) 特定福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフエコサポート	ライフエコサポート	松本市大字洞659番地	平成22年9月1日
2 指定居宅介護支援事業者			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社イー・ライフ	イー・ライフ松本居宅介護支援事業所	松本市大字島内4620番地	平成22年9月1日
3 指定介護予防サービス事業者			
(1) 介護予防訪問介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
有限会社たんぼぼ	ヘルパーステーションたんぼぼ	佐久市八幡33番地	平成22年9月1日
諏訪交通株式会社	諏訪交通福祉事業部	諏訪市大字四賀字百畝通り103番地6	平成22年9月1日
株式会社Heart Life Care	介護24伊那	伊那市前原7381番地4 アルプス若宮A	平成22年9月1日
株式会社飯山の郷	いいやまの郷ヘルパーステーション	飯山市大字飯山2131番地1 奈良沢ハイツ1号室	平成22年9月1日
有限会社佐久平訪問入浴	ヘルパーステーションマイハート	佐久市岩村田1290番地7 ラークビル	平成22年9月1日
(2) 介護予防通所介護			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ウェルケア	宅幼老所たんぼぼみず	伊那市美篤9201番3	平成22年9月1日
特定非営利活動法人ちゃ・茶	デイサービスアトリエ・もめん	安曇野市穂高柏原2294番地5	平成22年9月1日
(3) 介護予防福祉用具貸与			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフエコサポート	ライフエコサポート	松本市大字洞659番地	平成22年9月1日
(4) 特定介護予防福祉用具販売			
事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定した年月日
株式会社ライフエコサポート	ライフエコサポート	松本市大字洞659番地	平成22年9月1日

健康長寿課介護支援室

長野県告示第567号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

1 保安林予定森林の所在場所

上伊那郡辰野町大字平出125の2、125の4、128の1、131、198、199、201の1、201の2、202の1から202の3まで、202のロ、203の1、203のロ、203のハ、203のニ、204のイ、205から

209まで、210の1、210の2、210のロ、211、212の1、213、214、215の1（次の図に示す部分に限る。）、217の2、217の3（次の図に示す部分に限る。）、241、388の15、388の18から388の20まで、388の37、388の39、388のイの27、388のイの28、388のイの30から388のイの32まで、388のイの37、388のイの39、388のイの41から388のイの43まで、388のイの44（次の図に示す部分に限る。）、388のイの50

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
大字平出128の1、131、201の1、201の2、202の1から202の3まで、203の1（次の図に示す部分に限る。）、205、209、210の1、210の2・210のロ（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、212の1、213・214（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、215の1、388のイの28
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林づくり推進課及び辰野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

森林づくり推進課

長野県告示第568号

中部森林管理局長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成22年7月20日から平成22年9月20日まで
- 3 作業地域  
松本市

建設政策課

長野県告示第569号

長野市長から、次のとおり公共測量を実施する旨通知がありましたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

- 1 作業種類  
公共測量（デジタル空中写真撮影、数値地形図データ作成、地図編集）
- 2 作業期間  
平成22年9月1日から平成25年6月30日まで
- 3 作業地域  
長野市

建設政策課

長野県告示第570号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに佐久建設事務所及び川上村役場に備え置きます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
赤坂	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から13号までを順次結んだ線及び標柱1号と13号を結んだ線に囲まれた区域	南佐久郡川上村	大深山		624番1	1号
		"	"	"	623番5	2号及び3号
		"	"	"	562番1	4号
		"	"	"	612番1	5号
		"	"	"	610番地先道路敷	6号
		"	"	"	563番3	7号
		"	"	"	563番1	8号
		"	"	"	465番	9号
		"	"	"	467番1	10号
		"	"	"	548番1	11号
		"	"	"	555番	12号
		"	"	"	560番4	13号

砂防課

**長野県告示第571号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定します。

その関係図面は、長野県建設部砂防課並びに安曇野建設事務所及び安曇野市役所に備え置きます。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

区域名	区域の範囲	市町村名	大字又は町名	字	地番	標柱番号
小瀬幅	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から4号までを順次結んだ線及び標柱1号と4号を結んだ線に囲まれた区域	安曇野市	豊科田沢		4820番3	1号
		〃	〃		4815番3	2号
		〃	〃		4874番	3号
		〃	〃		4875番1	4号

砂防課

**長野県告示第572号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

横根沢、棚畑沢、守芳院の沢、麦沢沢、市民の森の沢、大薄の沢1、大薄の沢2、霞川1、霞川2、香坂入の沢、寺沢、円藤窪、中ノ入沢、吹上ノ沢、釜塚ノ沢、中村ノ沢、月通沢、西平入の沢、一本木沢1、一本木沢2、日向の沢2-1、日向の沢2-2、東平沢、根津古沢、堀窪口沢1、堀窪口沢2、黒田沢1、黒田沢2、黒田沢3、黒田沢4、黒田沢5、初谷沢、初谷沢川、牛馬ヶ沢、鍋割沢-1、鍋割沢-2、鍋割沢-3、鍋割沢-4、館ヶ沢1、館ヶ沢2、館ヶ沢3、出入沢、小沼沢、大沼沢、上大月の沢、柳沢、武道沢、釜の沢、程久保、花岡沢、所沢-1、所沢-2、苦水沢1、苦水沢2、宮沢、八重葎沢、細窪、高谷ノ沢、本祭ノ沢、松井日影ノ沢1、松井日影ノ沢2、田子川1、田子川2、南沢川-1、南沢川-2、山田川-1、山田川-2、大坂の沢、居久保の沢、立科沢、立科沢2、立科沢3、立科沢4、立科沢5、竹久保、竹原、大石平の沢、日向崩岩沢、大沢、大沢2、大沢3、大沢4、大沢5、大沢6、倉沢、尾垂、倉沢川、小宮山川1、小宮山川2、熊久保川、中沢川1、中沢川3、中沢川4、中沢川5、中尾口沢、中尾口沢2、宮川1、宮川2、宮川3、宮川4、中大地沢、山ノ神ノ沢1、山ノ神ノ沢2、脇坂南沢及び堂の入川

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

**長野県告示第573号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

横根沢、麦沢沢、市民の森の沢、大薄の沢1、大薄の沢2、香坂入の沢、円藤窪、中ノ入沢、吹上ノ沢、釜塚ノ沢、中村ノ沢、月通沢、西平入の沢、一本木沢1、一本木沢2、日向の沢2-1、日向の沢2-2、東平沢、根津古沢、堀窪口沢1、堀窪口沢2、黒田沢1、黒田沢2、黒田沢5、初谷沢、初谷沢川、牛馬ヶ沢、鍋割沢-1、鍋割沢-2、鍋割沢-3、館ヶ沢1、館ヶ沢2、館ヶ沢3、出入沢、大沼沢、上大月の沢、柳沢、武道沢、釜の沢、程久保、花岡沢、所沢-1、所沢-2、苦水沢1、苦水沢2、宮沢、八重葎沢、細窪、高谷ノ沢、本祭ノ沢、松井日影ノ沢1、松井日影ノ沢2、田子川1、南沢川-1、山田川-1、山田川-2、立科沢、竹原、日向崩岩沢、大沢2、大沢3、大沢4、大沢5、大沢6、倉沢、尾垂、倉沢川、小宮山川2、中沢川1、中沢川3、中尾口沢、宮川4、山ノ神ノ沢1及び山ノ神ノ沢2

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第574号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害警戒区域の名称

長土呂、長土呂2、一本柳、上の城1、上の城2、上の城3、伊勢林1、伊勢林2、伊勢林3、伊勢林4、花園町、荒宿大和町、荒宿1、荒宿2、荒宿3、湯川温泉、上平尾2号、上平尾1、上平尾2、平根橋、横根北、内山牧場1、内山牧場2ア、内山牧場2イ、内山牧場2ウ、初谷温泉、大月、大月3、大月4、大月5、大月6、相立ア、相立イ、相立2号、相立3号、相立4号、相立5号、相立6号、朧水1号、朧水2号、朧水3号、朧水4号、朧水5号、町上、町上ア、町上イ、町中、町下、町下2号、採石場下、正安寺、松井、上宿2号ア、上宿2号イ、大林寺、平賀上宿ア、平賀上宿イ、平賀上宿ウ、竹原団地、竹原団地2、常和北1号、常和北2号、常和北4、北沢、阿ら井、常和南、常和南1、常和南1号、常和南2号、常和南11、美笹1、美笹2、美笹3、新田居村、新田居村下、上町ア、上町イ、地家1、地家2、小宮山1、小宮山2、小宮山3、小宮山北、弥生ヶ丘、竹田ア、竹田イ、東立科、笹倉2、笹倉3、笹倉4、笹倉5、笹倉6ア、笹倉6イ、笹倉7、平井1、平井2、北岩尾、落合1、落合2、落合3、南岩尾ア、南岩尾イ、鳴瀬1、鳴瀬2、白山団地、根々井、根々井2、根々井3、根々井4、中央区南ア、中央区南イ、中央区南ウ、瀬戸中、西屋敷1、西屋敷2、上の城4、安原、横根、横根2、横根3、横根4、陽光台、平賀中宿1、平賀中宿2、大沢、大沢2、大沢3、大沢4、大沢5、大沢新田1、大沢新田2、大沢新田3、根岸1、根岸2、根岸3、根岸4、大沢上町2、大沢上町3、大沢下町1、大沢下町2、前山、前山南1、前山南2、前山南3、前山南4、前山南5、前山南6、前山南7、日向、日向2、沓沢1、沓沢2、沓沢3、沓沢4、沓沢5、今岡1、今岡2、南岩尾2、南岩尾3、南岩尾4、南岩尾5、横和、横和1、横和2、横和3、横和4、中込1、瀬戸1、初谷温泉2、初谷温泉3、黒田、黒田2、黒田3、黒田4、黒田5、黒田6、黒田7、黒田8、黒田9、黒田10、黒田11、黒田12、黒田13、黒田14、黒田15、苦水、苦水1、苦水2、苦水4、苦水5、苦水6、苦水7、苦水8、苦水9、苦水12、中村、中村2号及び中村3号

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

砂防課

長野県告示第575号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定します。

平成22年9月9日

長野県知事 阿部守一

1 土砂災害特別警戒区域の名称

長土呂、長土呂2、一本柳、上の城1、上の城2、上の城3、伊勢林1、伊勢林2、伊勢林3、伊勢林4、花園町、荒宿大和町、荒宿1、荒宿2、荒宿3、湯川温泉、上平尾2号、上平尾1、上平尾2、平根橋、横根北、内山牧場1、内山牧場2ア、内山牧場2イ、内山牧場2ウ、初谷温泉、大月、大月3、大月4、大月5、大月6、相立ア、相立イ、相立2号、相立3号、相立4号、相立5号、相立6号、朧水1号、朧水2号、朧水3号、朧水4号、朧水5号、町上、町上ア、町上イ、町中、町下、町下2号、採石場下、正安寺、松井、上宿2号ア、上宿2号イ、大林寺、平賀上宿ア、平賀上宿ウ、竹原団地、竹原団地2、常和北1号、常和北2号、常和北4、北沢、阿ら井、常和南、常和南1、常和南1号、常和南2号、常和南11、美笹1、美笹2、美笹3、上町ア、上町イ、地家1、地家2、小宮山2、小宮山3、小宮山北、弥生ヶ丘、竹田ア、竹田イ、東立科、笹倉2、笹倉3、笹倉4、笹倉5、笹倉6ア、笹倉6イ、笹倉7、平井1、平井2、北岩尾、落合1、落合2、落合3、南岩尾ア、南岩尾イ、鳴瀬1、鳴瀬2、白山団地、根々井、根々井2、根々井3、中央区南ア、中央区南イ、中央区南ウ、瀬戸中、西屋敷1、西屋敷2、上の城4、安原、横根、横根2、横根3、横根4、陽光台、平賀中宿1、平賀中宿2、大沢、大沢2、大沢3、大沢4、大沢5、大沢新田1、大沢新田2、大沢新田3、根岸1、根岸2、根岸3、根岸4、大沢上町2、大沢上町3、大沢下町1、大沢下町2、前山、前山南1、前山南2、前山南3、前山南4、前山南5、前山南6、前山南7、日向2、沓沢1、沓沢2、沓沢3、沓沢4、沓沢5、南岩尾2、南岩尾4、南岩尾5、横和、横和1、横和2、横和3、横和4、中込1、瀬戸1、初谷温泉2、初谷温泉3、黒田、黒田2、黒田3、黒田4、黒田5、黒田6、黒田7、黒田8、黒田10、黒田11、黒田14、黒田15、苦水、苦水1、苦水2、苦水6、苦水7、苦水8、苦水9、苦水12、中村、中村2号及び中村3号

2 指定の区域

佐久市のうち別図に示す区域（別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県佐久建設事務所に備え置いて縦覧に供します。）

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課